

すべての住宅に住宅用火災警報器を

~南国市女性防火クラブ連合会からのお知らせ~

住宅火災の犠牲者の6割以上が逃げ遅れによるものであり、また、その犠牲者の約6割を高齢者(65歳以上)が占めています。

火災から身の安全を守るために、早期発見することが何より大切であり、住宅用火災警報器は警報音や音声で、いち早く火災を知らせてくれます。

女性防火クラブ連合会では、住宅用火災警報器の必要性のPR活動をしながら、共同購入するこ

とにより価格の低下を図り、各地域において火災警報器の促進活動を行い、既存住宅の約500世帯に住宅用火災警報器を設置しました。

今後も、女性防火クラブ連合会では住宅用火災警報器の普及・啓発活動を行い、地域でまとめて購入するための設置促進活動を行っていきます。購入希望の方は、お近くの女性防火クラブ員または消防本部予防係へお申し込みください。

100件当たりの死者発生火災件数の比較

火災警報機が作動した火災
1.4件

それ以外の火災

リスクはおよそ3.2倍!

4.5件

0.0 1.0 2.0 3.0 4.0 5.0 [件数]



申込先・お問い合わせは、消防本部予防係(☎863-3511)まで



知って得する国民年金

保険料が納められない そんな時は免除制度があります

申請免除制度

経済的に保険料の納付が困難な方で、本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合に、申請により保険料が免除される制度です。この申請免除制度には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部を納付することにより残りの保険料が免除となる「一部納付(一部免除)」制度があります。

一部納付(一部免除)制度【3種類】

4分の1納付(保険料額3,600円)	年金額6分の3
2分の1納付(保険料額7,210円)	年金額6分の4
4分の3納付(保険料額10,810円)	年金額6分の5

年金額

保険料全額納付	全額
4分の3納付	6分の5
2分の1納付	6分の4
4分の1納付	6分の3
全額免除	6分の2
若年者納付猶予	年金額には反映されません
未納	年金額には反映されません 受給資格にも算入されません

若年者納付猶予制度

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層(20歳代)の方は、申請すれば、本人および配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予され保険料の後払いができる制度となっています。

申請および承認期間

免除などのサイクル(始期と終期)は7月から翌年6月までです。引き続き申請をされる場合は、できる限り7月に申請されるようお願いします。

不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害や遺族といった年金の受給資格要件に算入されませんので、ご注意ください。

退職(失業)による特例免除

特例免除は、申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合に対象となります。申請に、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票などの写しを添付してください。

承認を受けた期間は・・・

全額免除や納付猶予の承認を受けた期間は、未納期間とは違い年金の受給資格期間に算入されます(一部納付(免除)は、一部の保険料を納付しないと未納になります)。なお、10年以内であれば追納することができますので、年金額を満額に近づけるためにも、余裕ができたときに追納することをおすすめします。

お問い合わせは、

市民課年金係(☎880-6555)

南国社会保険事務所(☎864-1111)

市民からのお便り

町内会に入れていただき、2回目の広報で親子クイズに挑戦! 次回も楽しみです。

ごみ出しは定められた日に！

お問い合わせは、
環境課環境係(☎880-6557)まで

次の点を必ず守ってごみを出してください。

- ▶ 指定日の午前5時～8時までに出してください。
- ▶ お住まいの地区のごみステーションに出してください。
* 地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶ 可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビンは指定袋で出してください。
- * 指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ ピン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
7/1	火	片山、里改田
2	水	浜改田
3	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
4	金	立田
5	土	田村
7	月	十市(南部)、天行寺、成合
8	火	稻生
9	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
10	木	稻吉、西窪、新川、東崎(西部)
11	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大塙団地
12	土	篠原、明見
14	月	下呂内、物部、久枝(開田)
15	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
16	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
17	木	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上甘枝、西島、古市
18	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区(たちはな改良住宅・小籠住宅を含む)
19	土	祈年(たちはな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
21	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
22	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
23	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
24	木	久礼田、植田
25	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
26	土	十市(北部)、緑ヶ丘
28	月	国分、比江、左右山、岩村
8/1	火	片山、里改田
2	土	田村
4	月	十市(南部)、天行寺、成合
5	火	片山、里改田

* 黒い袋、肥料やお米の袋などで中身の確認ができない袋は危険なため使用しないようお願いします。

★ 紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
7月7日・21日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稻吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
7月1日・15日 (第1・3火曜日)	下島、田村(バ'バ'ス南)浜改田、久枝、前浜、物部(下呂内を除く)、野田、後免町
7月2日・16日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
7月14日・28日 (第2・4月曜日)	稻生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大塙団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
7月8日・22日 (第2・4火曜日)	上末松、上甘枝、国分、北小籠、三畠、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(バ'バ'ス北)岩村、下呂内
7月9日・23日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
8月4日・18日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稻吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

★ カン・金属類の収集

日	曜	地 区
7/1	火	領石、植野、久礼田、植田
2	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稻吉、東崎(西部)
3	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大塙団地、篠原、明見、伊達野
4	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
5	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
7	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
8	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
9	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
10	木	立田、田村
11	金	後免町、野田
12	土	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上甘枝、西島、古市
14	月	十市(南部)
15	火	領石、植野、久礼田、植田
16	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稻吉、東崎(西部)
17	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大塙団地、篠原、明見、伊達野
18	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
19	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
21	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
22	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
23	水	稻生
24	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
25	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
26	土	国分、比江、左右山、北小籠
28	月	下呂内、物部、久枝(開田)
8/1	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
2	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
4	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合



* 空き缶(飲料)と他の金属は袋を別にしてください。

★ ダンボールの収集

と き	地 区
7月7日・21日 (第1・3月曜日)	天行寺
7月3日・17日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稻吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
7月4日・18日 (第1・3金曜日)	下島、田村(バ'バ'ス南)浜改田、久枝、前浜、物部(下呂内を除く)、野田、後免町
7月5日・19日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
7月10日・24日 (第2・4木曜日)	稻生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大塙団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
7月11日・25日 (第2・4金曜日)	上末松、上甘枝、国分、北小籠、三畠、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(バ'バ'ス北)岩村、下呂内
7月12日・26日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
8月1日・15日 (第1・3金曜日)	下島、田村(バ'バ'ス南)浜改田、久枝、前浜、物部(下呂内を除く)、野田、後免町